

答え合わせ・解説

問1	答え 3 佐渡国	律令制に基づき設置された令制国の一つで、現在の新潟県にある佐渡島全域を範囲としていました。五畿七道の区分では、越後国などと同じく日本海側に位置する「北陸道」に分類されます。選択肢にある能登国は現在の石川県の一部、隠岐国は山陰道に属する現在の島根県の島々、対馬国は西海道に属する現在の長崎県の島を指します。
問2	答え 3 漢字の音や訓を借りて日本語を表記する「万葉仮名」が用いられ、天皇から防人、農民まで幅広い階層の歌が収められている。	万葉集の最大の特徴は、歌の作者が天皇や貴族だけでなく、東国の防人（防人歌）や農民など、身分を問わず多岐にわたっている点にあります。まだ、かな文字が発明されていなかったため、漢字を日本語の音として利用する「万葉仮名」という独特の表記方法がとられており、当時の人々の生の声を知る貴重な資料となっています。
問3	答え 4 天皇や貴族だけでなく、防人や農民といった幅広い階層の人々の歌が収められている。	万葉集は奈良時代末期に成立したとされる日本最古の和歌集です。約4500首もの歌が収録されており、その作者が天皇や貴族といった有力者だけでなく、九州の警備に当たった防人（さきもり）や東国の人々（東歌）など、身分を問わず多岐にわたっている点が大きな特徴です。当時の人々の素朴な感情や生活が直接的に表現されています。
問4	答え 4 地方の特産品を都へ納めさせた税で、調と呼ばれる。	肥後国から絹が納められた木簡の記録は、地方の特産品を都へ納めさせる「調」の制度を示しています。稲を納める「租」や労役に代わる「庸」とは負担の内容が異なります。
問5	答え 2 加賀の一向一揆に代表されるように、浄土真宗の門徒が守護大名を倒して自治を行った	聖武天皇による国分寺・国分尼寺の建立は8世紀（奈良時代）のことです。これに対し、加賀の一向一揆は15世紀（室町時代）の出来事であるため、時系列では後になります。聖徳太子の活動や仏教伝来に伴う勢力争いは飛鳥時代の出来事であり、平城京の寺院が政治に関与したのは奈良時代そのものの特徴です。
問6	答え 4 鎮護国家	8世紀の日本では、天然痘の流行や凶作、貴族間の政争といった深刻な社会不安が続いていました。聖武天皇は、仏の慈悲や加護を政治に取り入れることで、こうした災いから国を救い、安泰に導こうと考えました。この思想を背景に、全国への国分寺・国分尼寺の建立や、東大寺の大仏造立が進められました。
問7	答え 3 鑑真	当時の日本には僧侶が正式な資格を得るための「戒律」を受ける仕組みが不足していました。唐の僧である鑑真は、この戒律を伝えるために日本へ渡り、東大寺に戒壇（戒律を受ける場所）を設けました。これにより、国家公認の僧侶としての質を維持する制度が確立されました。選択肢にある行基は民衆への布教や社会事業、最澄と空海は平安時代初期に新しい仏教を伝えた人物です。
問8	答え 2 都に近い地域は移動の負担が少ないため、その分、実際の労働に従事させる日数を増やすことで労働力を確保しようとしたから。	奈良時代の労役や賦役の仕組みは、都からの距離という地理的条件が考慮されていました。都に近い地域の人々は、都へ行くための移動日数がほとんどかかりません。国家はこの地理的利点を活かし、移動にかかるはずの時間を実際の労働時間に充てさせることで、都の維持や建設に必要な労働力を効率的に運用しようとした。一方で、都から遠い地域の人々は、特産物を都へ運ぶ「調」などの際、道中だけで数十日を費やすこともあったため、都での労働日数は少なく抑えられていました。このように、都からの距離と負担の内容は密接に関係していました。
問9	答え 2 調	律令制度における租税のうち、絹・布・海産物などの特産物を納めるものが「調」です。これに対し、田の収穫から約3%の稲を納めるものは「租」、都での労役（歳役）の代わりに布を納めるものは「庸」と呼ばれます。調と庸は、納税者が自ら都まで運ぶ負担（運脚）も伴っており、国家の財政を支える重要な財源でした。
問10	答え 4 仏教の力で人々の不安を静め、国家の平和と安定を図るため	聖武天皇が目指した「鎮護国家」とは、仏教の教えによって災いを取り除き、国を治めるという思想です。当時の日本は、飢饉や天然痘の流行などによって社会が極めて不安定な状況にありました。このような不安を払拭し、中央集権的な国家の結びつきを強めるために、巨大な大仏や全国的な国分寺網を整備しました。土地の私有を認めたのは同時期の墾田永年私財法ですが、これは大仏造立の直接的な目的ではありません。
問11	答え 1 開墾した土地の永代私有が認められ、公地公民の原則が崩れ始めた。	聖武天皇の時代は、国分寺や国分尼寺の建立、東大寺の大仏造立など仏教を中心とした国づくりが進められた時期です。これと並行して、経済面では土地不足を解消するために「墾田永年私財法」が出されました。この法令は、それまで国家がすべての土地を管理するという「公地公民」の建前を事実上放棄するものであり、有力者による土地の私有化という大きな社会の変化を招きました。
問12	答え 1 各地の特産物を、負担者が自ら都まで運んで中央政府に納めた。	木簡に記された「調」は、その土地ならではの産物を納める税です。この税は、納める品物を用意するだけでなく、それを地方から都まで人力で運ぶ「運脚（うんきゃく）」という負担もセットになっていました。他の選択肢にある「租（稲の納付）」「庸（労役の代わりにの布）」「雑徭（地方での労役）」と区別することが重要です。
問13	答え 3 聖武天皇の命により、仏教による国家の安泰を祈願して全国に国分寺・国分尼寺が建てられた	平城京から平安京へ遷都するまでの期間は奈良時代にあたります。この時代、聖武天皇は仏教を深く信仰し、国ごとに国分寺・国分尼寺を造営する詔（みことり）を出しました。また、この時代には和同開珎などの貨幣も鑄造され、平城京の造営費用などに充てられました。他の選択肢は、飛鳥時代（聖徳太子）や平安時代（遣唐使停止、平将門の乱）の出来事であり、時代が異なります。